

第6章

情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1. 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1990年に世界に先駆けて実現した電子出願システムをはじめとして、庁内の事務処理、先行技術文献の検索など、様々な業務に情報システムを導入してきた。2019年には、特許・実用新案が98.6%、意匠が93.2%、商標が83.8%という高い電子出願率を達成しており、今後も、庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上のために必要なシステム開発を行っていく予定である。

(1) 特許庁のシステム開発

① 業務・システム最適化

特許庁は、2013年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」（2013年度から2022年度までの10か年計画）を策定し、当該最適化計画に沿ってシステム開発を進めてきた。そして、2018年6月、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」の策定に伴い、最適化計画で定められていた後半5年間（2018年度から2022年度まで）の開発事項は、「特許庁における業務・システム最適化」の取組として、当該中長期計画に取り込まれた。さらに、当該中長期計画は、2020年3月30日に改定された¹。

本取組では、従前の最適化計画と同様、以下の4つの目標を掲げている。

- (i) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備
- (ii) 情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上
- (iii) 安全性と信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
- (iv) 行政運営の簡素化、効率化、合理化、質の向上及びシステム経費の節減

現在、特許庁は、上記「特許庁における業務・システム最適化」の取組に基づき、順調にシステム開発を進めている。

② 特許庁のシステムの刷新方針

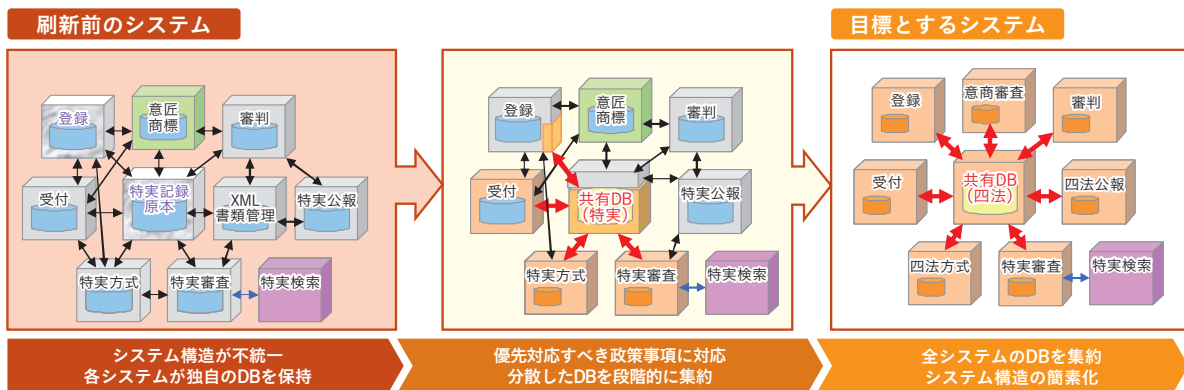
特許庁のシステムは、各種業務の電子化を累次に進めてきた結果、個別システムの構造が不統一で、全体として複雑なものとなっており、知的財産を取り巻く環境変化に迅速・柔軟・低コストで対応することが難しくなっていた。そこで、このような環境変化に対応できるシステムへと刷新すべく、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進めている。当該刷新にあたっては、全ての個別システムを一括して刷新する方式ではなく、段階的に刷新する方式、すなわち、優先度の高い政策事項へのシステム対応を逐次進めつつ、並行して、段階的に個別システムのデータベースを統合し、システム構造の簡素化を進める方式を採用している。この方式により、優先すべき政策事項に適時対応²しながら、個々のシステム刷新における開発規模を縮小して開発リスクを低減し、着実にシステム刷新を進めていく。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

2 2019年度までに、受付システムの二重化、中韓特許文献の翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度への対応などを実現。



2-6-1 図【段階的刷新の概念図】



③業務・システム最適化の実施体制

業務・システム最適化の実施にあたっては、特許庁長官を本部長とし、特許庁情報化統括責任者(特許庁CIO)である特許技監を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記「段階的に刷新する方式」の採用により、複数のシステム開発が同時並行的に実施されることから、「特許庁PMO (Program Management Office)」を設置し、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施可能としている。

④最適化の取組による各種サービスの向上

本取組により2019年度に達成された又は2020年度に実現する主な項目は以下のとおりである。

- a. クレジットカード決済を利用した料金納付(2019年4月)
- b. 意匠・商標に関する審査・審判関連情報の外部への提供(2019年5月)
- c. 設定登録のリアルタイム化(2020年1月)
- d. 海外特許庁との意匠の優先権証明書の電子的交換(2020年1月)

- e. 「特許(登録)料支払期限通知サービス」のサイトを開設し、利用申込みのあった特許(登録)について料金支払期限を電子メールにて通知するサービスを開始(2020年4月)

(2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

特許庁では、2017年4月27日に「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表¹し、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検証を進めてきた。

2019年度は、特許庁内の開発チームが自ら開発を行うアジャイル型のシステム開発を実施できるよう体制を整えた。そして、検証している項目のうち、特に適用が見込まれるもの(特許審査に係る分類付与と先行技術調査)について、システム開発を開始した。今後も、アジャイル型のシステム開発を進め、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を引き続き検討していく。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan.html



2. グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術(IT)を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の特許庁(五庁)が進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1)優先権書類の電子的交換(特許、実用新案及び意匠)

出願人が優先権主張を伴って海外へ出願するためには、海外の特許庁に優先権を証明する書類を提出しなければならない。従前は、紙書面での提出が必要であったが、日本国特許庁は、当該書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取り組みを進めてきた。

現在、優先権書類の電子的交換は、特定の特許庁同士の取り決めに基づき二庁間で実施するもの(二庁間PDX)¹及び世界知的所有権機関(WIPO)の「デジタルアクセスサービス(DAS)」を利用する特許庁(2-6-2図参照)との間で実施するものの2つの手段により利用可能となっている。二庁間PDXは、日本国特許庁と、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局との間でそれぞ

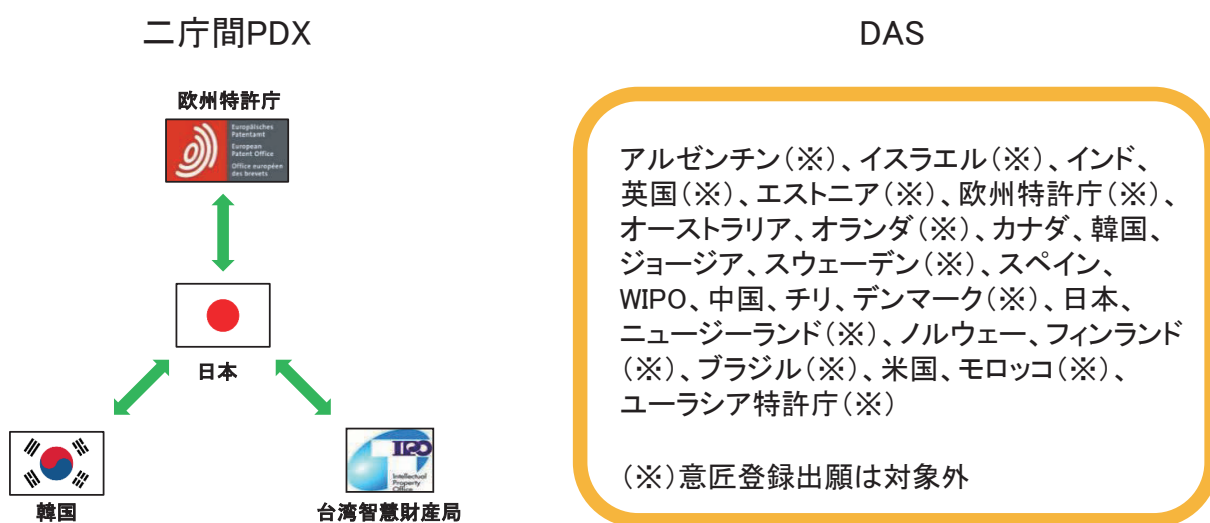
れ実施しているが、欧州特許庁及び韓国特許庁との間の優先権書類の電子的交換は、2020年7月1日以降になされた出願からDASに一本化された。

なお、DASを利用した優先権書類の電子的交換は、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としていたが、2020年1月からそのサービスの対象が意匠登録出願にも拡張された。

(2)グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させ、各国特許庁が有する特許出願の手续や審査に関連する情報(ドシエ情報)の一般ユーザーとの共有や新たなITサービスの実現を目指す構想である。本構想は、2012年6月の五庁長官会合において、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものである。その実現

2-6-2 図【優先権書類の電子的交換の対象庁(2020年4月現在)】



1 二庁間PDXは、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としている。

に向け、五庁と各国の産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース(GDTF)¹を構成し、様々な取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされている。

そこで、日本国特許庁の主導により、複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括で提供するサービスである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」を、2013年7月に五庁の審査官を対象として開始した。

また、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDとWIPO-CASE²とを連携する技術を2014年3月に確立した。当該技術を利用して、2016年までに五庁全てがOPDとWIPO-CASEとの連携を実現し、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大することとなった。

さらに、五庁は、世界中のユーザーがドシエ情報を参照できるよう協力を進めており、日本国

特許庁は2016年7月から、J-PlatPatを通じてユーザーへOPDのサービスを提供している。

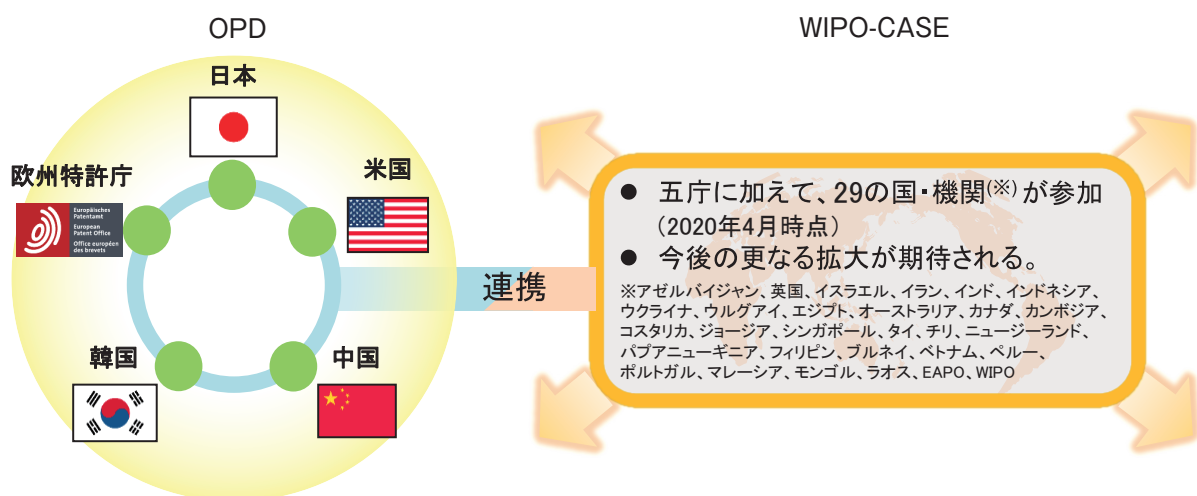
今後も、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく予定である。

②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたGDTF会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願(クロス・ファイリング)の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

2018年6月に米国で開催された五庁長官会合では、各項目の具体的な実施内容及び今後の作業計画について承認がなされた。また、2019年1月にオランダで開催されたGDTF会合では、産業界に対し、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、今後の進め方について議論がなされた。

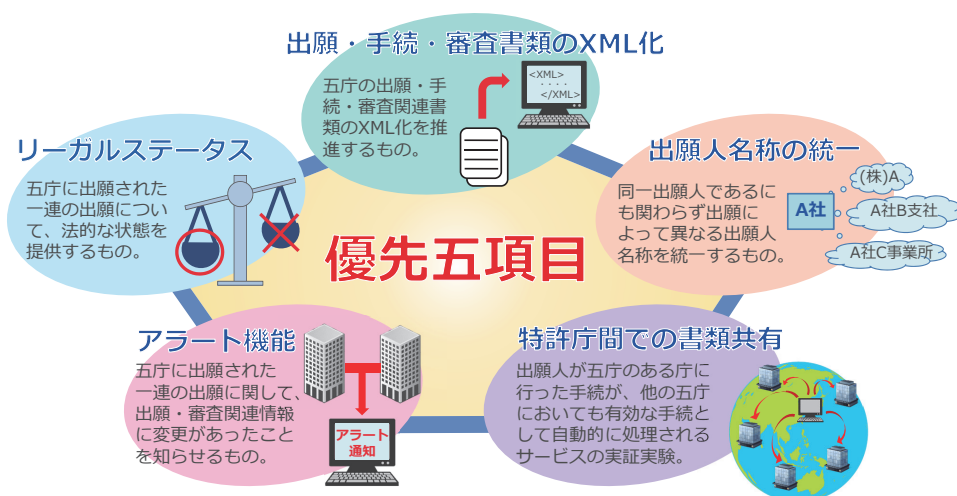
2-6-3 図 【OPDとWIPO-CASEの連携】



1 グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五庁及びWIPOの実務者と五庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。

2 WIPOが提供するドシエ情報相互参照システム。WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination。

2-6-4 図【グローバル・ドシエの優先五項目】



(3) 途上国へのIT関連の支援

途上国に対しては、商品製造拠点や成長市場としての重要性が一層高まっている。これらの途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、日本国特許庁は、独自の取組に加えて、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金（WIPOジャパン・トラスト・ファンド）を活用し、途上国のITインフラ整備を支援している。今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、途上国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

① 紙書類の電子化支援

途上国の知財庁においては、ITを活用した業務の効率化や知財情報へのアクセス性向上を図る上で、出願書類等の電子化が課題となっている。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、途上国知財庁の紙書類の電子化プロジェクトを支援している。2019年度は、フィリピン、タイ、ベトナム、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、ザンビアでプロジェクトを開始し、フィリピンのプロジェクトを完了した。

② 途上国向けITシステムの開発支援

WIPOは、WIPO-IPAS¹という知財庁向け事

務処理システムを無償で提供しており、80か国以上の知財庁が当該システムを導入している。WIPO-IPASは、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある上、各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能のみを選択して導入できるという柔軟性を有している。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-IPASのシステム開発を支援している。

③ WIPO-CASEの開発と普及の支援

日本国特許庁は、WIPOが提供する特許の出願・審査情報（ドシエ情報）の共有システムであるWIPO-CASEについて、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-CASEの機能向上、OPDとの連携、WIPO-CASEへの途上国の参加などを支援している。2019年度には、WIPO-CASEを利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ（インド及びフィリピン）の開催を支援し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

④ 途上国向けIT研修の実施

日本国特許庁は、2019年度に途上国知財庁のIT担当者18名を招へいし、知財庁における効率的なITインフラを構築・利用する人材を育成するための研修を実施した。

¹ WIPO-IPAS:WIPO IP Office Administration System。

意匠登録出願に係る優先権書類の 電子的交換の開始

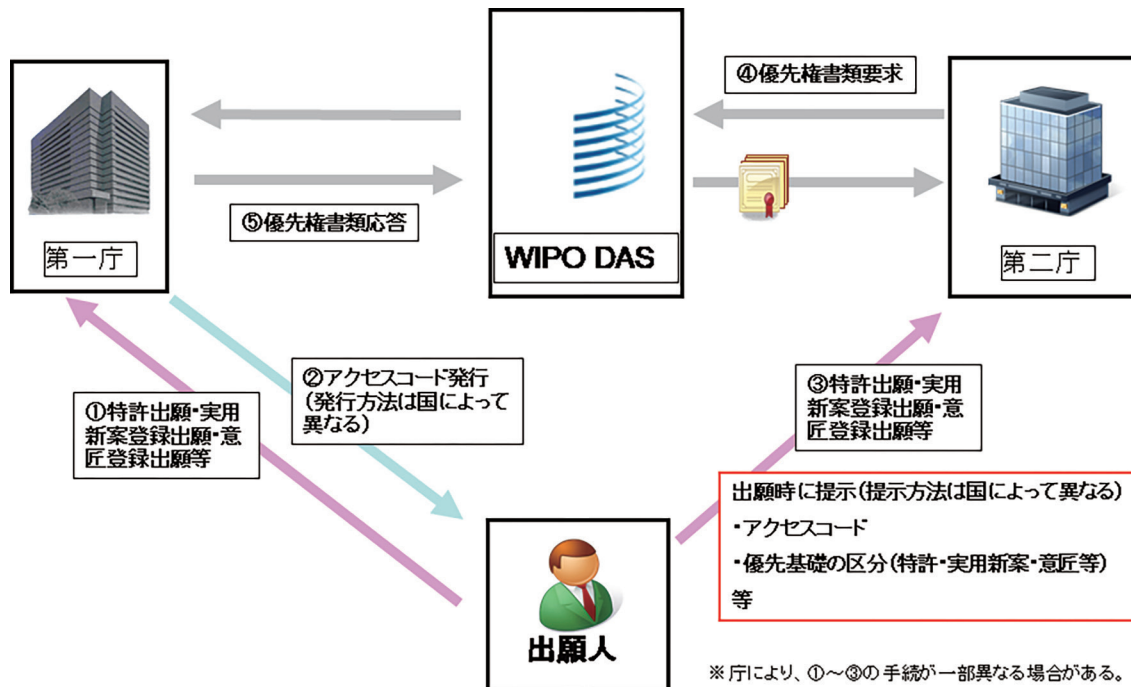
パリ条約に基づく優先権主張を伴う意匠登録出願を行った場合、当該出願を受理した特許庁(第二庁)は、優先基礎出願を受理した特許庁¹(第一庁)から優先権を証明する書類を取得する必要がある。このことは優先権書類の交換と呼ばれる。

日本国特許庁が実施した意匠登録出願にかかる優先権書類の交換(意匠の優先権書類交換)は、2019年の1年間に、第一庁として12,849件²、第二庁として5,304件に上った。従前、日本国特許庁では紙書面により交換を行っており、電子的に交換することができなかつたため、出願人及び日本国特許庁を含む各特許庁等の負担は大きく、意匠の優先権書類交換に係る手続の簡略化や、コスト³の削減が求められていた。

そこで日本国特許庁は、2020年1月1日に、世界的所有権機関(WIPO)が提供するデジタルアクセスサービス(DAS)の対象範囲を特許及び実用新案から意匠に拡張した。このことにより、DASにおいて意匠を対象範囲に含む特許庁⁴との間で、意匠の優先権書類交換を電子的に実施可能となった。

引き続き紙書類による交換も可能であるが、DASを使ってこれらの特許庁との間で優先権書類交換を電子的に行った場合、その手数料は不要であるため、是非活用されたい。

<DAS利用のフロー図>



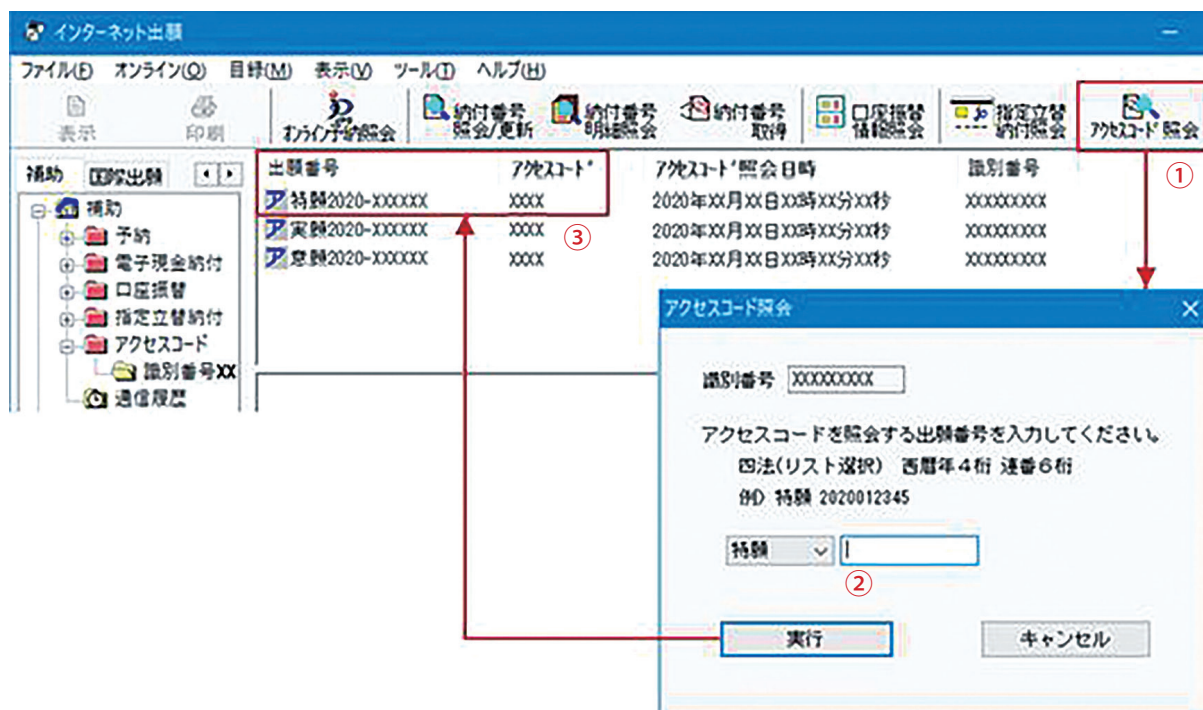
1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願(ハーグ出願)を受理したWIPO国際事務局(IB)を含む。
 2 国内特許庁に提出された出願の統計等は、統計・資料編第4章4.(2)を参照。
 3 日本国特許庁に対し紙書面による優先権の証明の請求を行う場合、窓口請求1,400円、オンライン請求1,100円の手数料を要する。
 4 2020年4月現在、日本国特許庁の他、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、ジョージア、スペイン、中国、チリ、ノルウェー、米国の特許庁が、DASを利用して意匠優先権書類を第二庁へ提供する庁(提供庁)及び第一庁から取得する庁(取得庁)としてサービスを行っている。また、IBは2020年1月15日から、ハーグ出願に係る意匠優先権書類を、第二庁へ提供する提供庁としてのサービスを開始した。

DASを利用するには、出願人等は、第一庁から「アクセスコード」を入手し、当該アクセスコードを第二庁へ提示する必要があります。なお、2020年1月1日以降に日本国特許庁へ出願された意匠登録出願については、インターネット出願ソフトによる出願の場合はオンライン受領書に、書面によ

る出願の場合は日本国特許庁からハガキで送付される出願番号通知に、当該出願に係るアクセスコードが記載されている。また、2020年1月6日から、インターネット出願ソフトを利用して当該アクセスコードを照会することも可能となった。

<インターネット出願ソフトによるアクセスコード照会方法>

- ①インターネット出願ソフトの『補助』タブから「アクセスコード照会」ウィンドウを開く。
- ②出願番号を入力して「実行」を押す。
- ③出願番号単位で照会を行い、照会結果は一番上の行に追加される。



四法	照会可能な出願番号(年)
特許	2016年以降 特願2016-000001 ~
実用新案	2016年以降 実願2016-000001 ~
意匠	2020年以降 意願2020-000001 ~